

在外邦人選挙権、比例に限定

今国会提出で合意

自社さ3党

自民、社民、さきがけ三党は二百の与党選挙制度協議会（座長・松永光自、民党選挙制度調査会長）で、衆参両院の比例代表選

挙に限定して在外邦人の投票を認める公選法改正案の今国会提出について大筋で合意した。政府提案とな

るが、審議日数も少ないため今国会での成立は困難で、継続審議になる見通し。同改正案要綱によると、選挙権が認められるのは海外に三月以上滞在し、将

来帰国する意思があつて、最終住所地などの市町村選挙管理委員会が作成する在外選挙人名簿に登録された者。在外公館を通じて名簿登録申請ができる。投票は在外公館で投票日までの五日間に投票するの

が原則だが、郵便による投票も認めている。また、名簿に登録して一時帰国した場合、通常の不在者投票に準じて投票する。また、同じ自治体の首長と議員の任期満了日が九十日以内なら同時選挙を可能にする公選法改正案も、議員立法により今国会に提出すること合意した。現行は三十日以内となっている。同時選挙の期間を拡大し、投票率アップや経費節減を

図るのが狙いで、各党に異論もなく、今国会で成立する見通し。
一方、衆参両院の定数削減問題は、三党の主張が平行線、今国会への法案提出は事実上断念した。